

平成 19 年 11 月 13 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号  
株式会社三栄建築設計  
代表取締役社長 小 池 信 三  
(コード番号:3228 名証セントレックス)  
問合せ先: 取締役管理部長 吉川 和男  
電話番号: 03 - 3395 - 3591

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 19 年 11 月 28 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、当事業年度中に資本金が 5 億円を超えましたので、会社法第 328 条第 1 項の規定により監査役会と会計監査人の設置会社となります。これに対応するため、所要の変更対応を行うものであります。
- (2) その他、一部字句及び表現の修正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 11 月 28 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 11 月 28 日 (水曜日)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式及び端株</p> <p>第5条 ( <u>会社が発行する株式の総数</u> ) (条文省略)</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第15条 (条文省略)</p> <p>第16条 ( 議事録 ) 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、<u>議事録を作成する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 ( 取締役会の招集通知 ) (条文省略) &lt; 新設 &gt;</p> <p>第24条 ( 取締役会の決議の方法 ) (条文省略)</p> <p>第25条 ( 取締役会の決議の省略 ) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が意義を述べたこと</u>はこの限りでない。</p> <p>第26条～第29条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 ( 現行どおり )</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条 ( <u>発行可能株式総数</u> ) ( 現行どおり )</p> <p>第6条～第10条 ( 現行どおり )</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第15条 ( 現行どおり )</p> <p>第16条 ( <u>株主総会の議事録</u> ) 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、<u>議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第22条 ( 現行どおり )</p> <p>第23条 ( 取締役会の招集通知 ) ( 現行どおり )</p> <p>(2) <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第24条 ( 取締役会の決議の方法 ) ( 現行どおり )</p> <p>第25条 ( 取締役会の決議の省略 ) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときは</u>この限りでない。</p> <p>第26条～第29条 ( 現行どおり )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>第30条 (監査役の設置) 当社は、監査役を置く。</p> <p>第31条 (監査役の員数) 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第32条～第33条 (条文省略) &lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第34条～第35条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条 (監査役会の設置) 当社は、監査役会を置く。</p> <p>第31条 (監査役の員数) 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第34条 (常勤の監査役) <u>監査役は、互選により常勤の監査役を置く。</u></p> <p>第35条 (監査役会の招集) <u>監査役会の招集権者及び議長は、監査役会で決定する。</u> (2) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (3) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第36条 (監査役会の決議の方法) <u>監査役会の決議の方法は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第37条 (監査役会の議事録) <u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</u></p> <p>第38条 (監査役会規程) <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第39条～第40条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt; 新設 &gt; &lt; 新設 &gt; &lt; 新設 &gt; &lt; 新設 &gt; &lt; 新設 &gt; &lt; 新設 &gt; &lt; 新設 &gt;   第 6 章 計 算  第 36 条 ~ 第 38 条  ( 条文省略 )  第 39 条 ( 配当金の除斥期間等 )  <u>剰余金の配当及び中間配当金が、  支払開始の日から満 3 年を経過  してもなお受領されないときは、  当会社はその支払の義務を免れ  る。</u>  ( 2 ) ( 条文省略 )</p>	<p><u>第 6 章 会計監査人</u>  第 41 条 ( 会計監査人の設置 )  <u>当会社は、会計監査人を置く。</u>  第 42 条 ( 会計監査人の選任 )  <u>会計監査人は、株主総会の決議に  よって選任する。</u>  第 43 条 ( 会計監査人の任期 )  <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年  以内に終了する事業年度のうち最  終のものに関する定時株主総会の  終結の時までとする。</u>  ( 2 ) <u>会計監査人は、前項の定時株主総  会において別段の決議がされなか  ったときは、当該定時株主総会に  おいて再任されたものとみなす。</u>  第 44 条 ( 会計監査人の報酬等 )  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締  役が監査役会の同意を得て定め  る。</u>  第 45 条 ( 会計監査人の責任免除 )  <u>当会社は、取締役会の決議によっ  て、会計監査人 ( 会計監査人であ  った者を含む。 ) の会社法第 423 条  第 1 項の賠償責任について法令に  定める要件に該当する場合には、  賠償責任額から法令に定める賠償  責任限度額を控除して得た額を限  度として免除することができる。</u>  第 7 章 計 算  第 46 条 ~ 第 48 条  ( 現行どおり )  第 49 条 ( 配当金の除斥期間等 )  <u>期末配当金及び中間配当金が、支  払開始の日から満 3 年を経過して  もなお受領されないときは、当会  社はその支払の義務を免れる。</u>  ( 2 ) ( 現行どおり )</p>

以上